

【適用スライド 判定フロー】より先に確認すべきポイント

湯沢市

- ・対象項目類(※1)、ごとに請負額の1%(※2)を超えているか
- ・賃金等の変動により対象工事額の変更額が1%を超えるか
(全体スライドについては1.5%)

超えていない
確認できない

請求不可

※1 対象品目類
「鋼材類」「燃料油」「アスファルト類」
「コンクリート類」「その他工事材料」

※2 対象品目について、「品目類ごとの増額分」が対象工事費の1%を超えるものが対象

※3
・当初契約時点購入予定価格と、変動後購入価格を元にした概算確認資料
・対象材料の価格(数量・単価)、購入先、搬入、購入の時期を証明する書類(納品書・請求書)

超えていることが確認できる

根拠資料(※3)を添えて請求可能

【適用スライド 判定フロー】

全体工期は？

14か月+2週間以上

14か月+2週間未満

全体スライド対象

労務単価に変動は？

なし

あり

残工期は？

2か月以上

2か月未満

単品スライド対象

インフレスライド対象

全体スライド
適用可能

単品スライドとの
併用の有無

適用外

残工期は？

2か月以上

2か月未満

適用外

単品スライド
適用可能

他スライドと
単品スライドの
併用手続きへ

残工期は？

2か月以上

2か月未満

インフレスライド
適用可能

単品スライドとの
併用の有無

適用外

あり

あり

なし

なし

全体スライド
のみ手続きへ

インフレスライド
のみ手続きへ

14か月+2週間以上の工期の工事の場合、残工期等要件を満たしていれば、単品スライド・インフレスライドのみの適用も可能です。